

社会教育指導者等研修事業実施要項

1 趣旨

この事業は、地域における社会教育の一層の推進と地域社会における学習活動の活性化を図るため、社会教育に関する指導者及び専門職員の資質向上を図る目的で実施する。

2 事業内容

青少年教育指導者研修、PTA指導者研修等社会教育における指導的立場の者を対象とした研修。

3 留意点

事業の企画・実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 市町村及び社会教育関係団体の行う研修の内容等を把握し、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修体制の整備が行われるよう配慮すること。
- (2) 参加対象者や研修内容等を勘案し、実践的な研修の実施、関係団体等との連携・協力など、研修効果が十分達成されるような研修方法とすること。
- (3) 研修プログラムの作成に当たっては、講義のみに片寄ることなく、討議、演習、事例発表等を適宜取り入れるなど、研修効果を高めるよう工夫すること。
- (4) 外部講師を招聘する場合、選定に当たっては、慎重を期すとともに、事前の打ち合わせを十分に行うものとする。
- (5) 研修資料は、研修の効果的な実施が図られるよう、また、研修参加者が研修終了後も、それぞれの職務の遂行、学習活動の支援等に当たっての参考となるよう、研修参加者の経験等を考慮した内容とすること。
- (6) 研修の実施後においては、成果についての評価を行い、その結果を次年度以降の研修事業の企画に反映させること。
- (7) 研修の実施に当たり、地域活動指導員等社会教育に携わる者の参加を積極的に促すこと。
- (8) 研修の規模は、研修の目的に応じて適切な受講者数と研修時間を設定すること。

4 事業計画及び事業報告については次のとおりとする。

- (1) 関係所属長は、事業計画書（様式第1号）及び事業予算書（様式第2号）を福岡県教育振興部社会教育課長（以下「社会教育課長」という。）あてに提出すること。
- (2) 関係所属長は、事業終了後は、速やかに事業報告書（様式第3号）及び事業決算書（様式第4号）を社会教育課長に提出すること。